

こどもあんぜんマイスター制度について

よくある質問

1. 制度全般について

Q1. こどもあんぜんマイスター制度とはどういったものですか？

A1. “知る”“高める”“実行する”といった 3 つの側面から保育者の皆さまの安全・安心に関する質の向上を目指す、弊社独自の保育者および保育者の属する園（施設）に向けた制度です。一定の要件を満たした保育者には、専門的な事故防止プログラムを修了した証として「こどもあんぜんマイスター」の認定証を提供し、個人のスキルを可視化します。さらに、「こどもあんぜんマイスター」が 3 名以上在籍する園には“安全に関する取組みに注力している園である”ことを示す認定証プレートを発行します。

Q2. こどもあんぜんマイスターにはどのような規約がありますか？

A2. 「こどもあんぜんマイスター規約」と「こどもあんぜんマイスターロゴ利用規約」があります。

Q3. 認定証とありますが、認定機関はどこですか？

A3. 認定は弊社が行います。認定とは弊社が定めた事故防止プログラムを修了したことを証しているものであるため、当該プログラムを監修する、弊社（あいおいニッセイ同和損害保険㈱ マーケット開発部市場開発室※）が行います。

※2022 年 3 月 31 日現在

Q4. 認定の対象となる法人、園（施設）、職員の基準はありますか？また、直接園児と関わらない職員もマイスター認定の対象となりますか？

A4. 園（施設）に属する保育者・職員の方、および保育士資格や幼稚園教諭等の保育資格をお持ちの方（施設に属さない場合も含みます）、または当社が認めた方を対象としています。

Q5. 認定メリットは何ですか？

A5. 保育者個人の事故防止に関するスキルアップと園全体の安全レベルの向上による子どもたちの安全に加え、取組みを可視化することで保護者の皆さまの安心につながります。

Q6. 公的資格ですか？民間資格ですか？また、履歴書等に資格として記載することはできますか？

A6. 本制度は、弊社の提供する事故防止プログラムを受講し、修了したことを証するものであり、資格ではありません。したがって、資格として履歴書等への記載はできません。

Q7. 類似の制度は他にありますか？

A7. 類似の制度はありません。（2022 年 3 月 31 日現在弊社調べ）

Q8. 本制度に関する PR、広報活動はどのように行っていますか？

A8. 業界紙への掲載や弊社連携協定先である地方公共団体との取組み、また、第 15 回キッズデザイン賞受賞に伴う広報活動等により本制度の認知度向上を図っています。

Q9. 保育事業者における導入実績を教えてください。また、具体的な名称を教えてください。

A9. 2021 年 1 月 27 日のニュースリリースの通り、株式会社グローバルキッズをはじめとした保育事業者において本制度が導入されています。

Q10. 保護者向けのこどもあんぜんマイスターについて説明できる資料等がありますか？

A10. 保護者向けのこどもあんぜんマイスターに関する資料のご用意はありません。

2. 認定取得について

Q1. 認定取得には費用がかかりますか？

A1. 費用はかかりません。

Q2. 認定を取得したい場合、どのようにしたらいいですか？

A2. 認定を取得したい場合は、弊社が定める以下の 3 つの要件を達成いただく必要があります。

Program		目的
要件 1	知る（情報収集）	多くの情報をインプットすることで、現場で起きている事象や子どもの対応を客観的・相対的に把握
要件 2	高める（深める・磨く）	専門領域の知識の取得による個人のスキル UP と園の安全レベルの向上
要件 3	実行する（実践する）	ツールの活用等、実際に“遣ってみる”ことで取り組みやその効果を体感

各要件の詳細については、弊社代理店または弊社社員にお問い合わせください。

Q3. 認定にはどのような書類が必要ですか？

A3. 要件ごとに必要な書類が異なります。詳細は本書 P.3～P.6 の「3. 要件について」の項目をご確認ください。

Q4. 認定までにどのくらいの期間がかかりますか？

A4. 個人差がありますが、3 つの要件の達成まで最短 2 ～ 3 か月を想定しています。

Q5. 認定日はいつですか？

A5. 3 つの要件達成確認後の翌月 1 日を認定日としています。

Q6. 自身の要件達成状況は確認できますか？

A6. 弊社代理店または弊社社員へご照会ください。

Q7. 要件達成後、認定証・認定証プレートの受け取りまでどのくらいの期間がかかりますか？

A7. 認定月の下旬～翌月中旬を予定しておりますが、多少前後する可能性があります。予め、ご了承ください。

Q8. 認定後のフォローはありますか？

A8. 認定後も継続して事故防止に関する取組みを実施していただくため、弊社代理店による事故防止に関するアドバイスや研修を受けることができます。また、「保育・こどもねっと」を通じ、毎月のニュース配信や今後開催されるセミナー、また、事故防止ツール等についてご案内します。

Q9. 認定取得に向けて途中まで要件達成をしていましたが、リタイアしたい場合はどのようにしたらいいですか？

A9. リタイアに関する届け出等は不要です。取得に向けた取組みの中で提供したサービス・ツールについては、引き続きご使用いただけます。

Q10. あいおいニッセイ同和損保の契約者ではないですが、認定取得は可能ですか？

A10. 弊社にご契約がない場合でも、認定取得、また本制度に関するご相談は可能です。

3. 要件について

(要件①：知る)

Q1. 保育・こどもねっととはなんですか？

A1. 「情報提供」「企業交流」「地域貢献」の3つの柱で地域に貢献する活動およびその仕組みである地域AD倶楽部に参加している、全国の保育事業者の皆さまを集めてつくられた弊社ネットワークのことです。

Q2. 保育・こどもねっとに登録するメリットはなんですか？

A2. 保育事業者の皆さまに役立つニュースや無料セミナーのご案内等を毎月メルマガでお届けします。また、無料の法律・人事労務サービスを受けることができます。

Q3. 保育・こどもねっとの登録はどのようにしたらいいですか？

A3. 弊社が提供している、地域企業ネットワーク「地域AD倶楽部」への登録が必要になります。「地域AD倶楽部参画申込書」を弊社代理店または弊社社員へご提出ください。

Q4. メールアドレスは何に使用されますか？

A4. 毎月のメルマガ配信に使用します。

Q5. 保育・こどもねっとの登録にあたり、メールアドレスは何を登録したらいいですか？

A5. 職員個人が情報を受け取れるメールアドレス（個人用のメールアドレスを含む）での登録を推奨しています。

Q6. 園の職員共通で1つのメールアドレスを使用していますが、そのアドレスでも登録は可能ですか？

A6. 登録可能です。

Q7. 既に保育・こどもねつに登録されているか確認するにはどのようにしたらいいですか？

A7. 弊社代理店または弊社社員へご照会ください。

Q8. 登録内容を変更したい場合、どのようにしたらいいですか？

A8. 「地域 AD 倶楽部_変更・解除申込書」を弊社代理店または弊社社員へご提出ください。または、地域 AD 倶楽部のお問い合わせフォームよりご連絡ください。

(要件②：高める)

Q1. 多数のセミナーが開催されていますが、要件②の対象セミナーはどれですか？

A1. 弊社主催の事故防止に関するセミナーが対象です。2021年8月25日現在、対象セミナーは以下の通りです。

- ・就学前施設のリスクマネジメントセミナー
- ・クレーム対応力強化研修

Q2. セミナーはいつ開催していますか？

A2. およそ2か月の1回の頻度でオンラインセミナーを開催しています。

Q3. オンラインセミナーを受講したい場合、どのようにしたらいいですか？

A3. セミナーちらしに記載の URL または QR コードよりお申込みいただけます。オンラインセミナーに関するご案内をご希望の場合は、弊社代理店または弊社社員へお問い合わせください。

Q4. オンラインセミナーを受講の際、1端末で複数人の受講は可能ですか？

A4. 可能です。システム上、代表者1名の申込登録となります。こどもあんぜんマイスターの要件②の達成確認のため、セミナーの最後に実施するアンケートにて、受講された方全員のお名前をご記載ください。

(受講された方のお名前の記載がなかった場合、要件②の達成が認められない場合があります。)

Q5. オンラインセミナーを途中でしか受講できませんでした。また、当日急に受講ができなくなりました。

この場合も要件②達成となりますか？

A5. 要件②の達成には、セミナー最後に実施しているアンケートへの回答を必須としています。したがって、要件達成となりません。次回開催の対象オンラインセミナーにご参加ください。

Q6. 当日、ネット環境の不具合で視聴できませんでした。その場合、どのようにしたらいいですか？

A6. 弊社代理店または弊社社員へ個別にご照会ください。

Q7. オンデマンド型セミナー（動画配信型セミナー）はありますか？

A7. ありません。原則、リアルタイムで受講された方を要件達成としております。

Q8. 保護者から、セミナーと一緒に受講したいと言われました。参加は可能ですか？

A8. 本セミナーは保育事業者向けの内容となるため、保護者のご参加はできません。

Q9. 要件②対象のセミナーを個別に開催してもらうことは可能ですか？

A9. 弊社代理店または弊社社員へご照会ください。

(要件③：実行する)

Q1. 要件③の取組みに関する各種ツールが欲しい場合、どのようにしたらいいですか？

A1. 要件③の取組みにあたって、下記ツールをご用意しています。(2022 年 3 月 31 日現在)

ご希望の場合は、弊社代理店または弊社社員へご照会ください。

- ・KYT（危険予知訓練）冊子 ガイダンス編/イラスト編/ポイント例編
- ・保育事業者向け災害タイムライン冊子
- ・遊具チェックシート冊子 チェックシート/解説

Q2. KYT を園内で担当者が実施する場合、どのような流れで実施すればいいですか？

A2. 弊社より提供している KYT 冊子のガイダンス編に KYT の進め方を記載しています。ガイダンス編とポイント例編を活用し、実施ください。

Q3. KYT を実施した場合、何を提出したらいいですか？所定の提出書類がありますか？また、所定以外の提出書類でも、KYT の実施がわかれば要件達成になりますか？

A3. 弊社所定の「危険予知訓練記入シート」「実施報告シート」の 2 点を、弊社代理店または弊社社員へご提出ください。原則、弊社所定のシートを要件達成確認資料としております。

なお、各種シート、KYT 冊子をご希望される場合は、弊社代理店または弊社社員へご照会ください。

Q4. 自園で実施している KYT で要件③を代用することが出来ますか？

A4. 弊社のリスクマネジメントに基づいた取組みをお願いしているため、代用はできません。

Q5. 災害タイムラインを策定した場合、何を提出したらいいですか？所定の提出書類がありますか？また、所定以外の提出書類でも、災害タイムラインの策定実態がわかれば要件達成になりますか？

A5. 策定後、「災害タイムライン」冊子の事前確認および準備事項の記載がある P.6～P.15 のコピーを弊社代理店または弊社社員へご提出ください。原則、弊社よりご提供している「災害タイムライン」冊子の該当ページのコピーを要件達成確認資料としております。

なお、「災害タイムライン」冊子をご希望される場合は、弊社代理店または弊社社員へご照会ください。

Q6. 自園で作成した災害タイムラインで要件③を代用することが出来ますか？

A6. 弊社のリスクマネジメントに基づいた取組みをお願いしているため、代用はできません。

Q7. 災害タイムライン策定の際、園長・防災担当者主導で行いました。策定に関与しなかったそのほかの職員は要件達成になりますか？

A7. 策定に関与しなかったそのほかの職員は要件達成にはなりません。災害タイムラインの策定をもって要件③達成とする場合は、取組まれる方全員が策定に関与する必要があります。

Q8. 遊具チェックを実施した場合、何を提出したらいいですか？所定の提出書類がありますか？また、所定以外の提出書類でも、遊具チェックの実施がわかれば要件達成になりますか？

A8. 園内の遊具について、弊社よりご提供している「遊具チェックシート」冊子の中から、該当遊具のシートのコピーを弊社代理店または弊社社員へご提出ください。原則、弊社よりご提供している「遊具チェックシート」のコピーを要件達成確認資料としております。

なお、「遊具チェックシート」冊子をご希望される場合は、弊社代理店または弊社社員へご照会ください。

Q9. 提出書類の審査はどのように行われるのですか？

A9. 弊社所管部において、弊社の定める基準により、各要件の達成可否を審査いたします。

Q10. 提出した書類についてのフィードバックはありますか？

A10. 提出いただいた書類のフィードバックは実施しておりません。また、認定後の提出書類の返却もいたしません。

Q11. 認定取得後も、KYT や遊具チェックの実施報告をしなくてはいけないのですか？

A11. 認定取得後の弊社への実施報告の必要はありませんが、継続して事故防止活動を実施してください。

Q12. 提出書類の保管義務（期間）はありますか？

A12. 保管義務は生じませんが、本制度の有効期間中の保管を推奨します。

4. 有効期間、更新、変更等について

Q1. 本制度の有効期間はありますか？

A1. 「こどもあんぜんマイスター規約」第 13 条に記載の通り、弊社によるこどもあんぜんマイスター認定が完了した日より 1 年間とし、当社または運営主体（こどもあんぜんマイスターの認定を受けた個人の属する施設または認定施設を運営する法人もしくは個人事業主）ないしこどもあんぜんマイスターとして認定された個人より異議がない限り、その後 1 年間有効に存続するものとし、以後も同様とします。また、2025 年を目途に制度の見直しを予定しています。

Q2. 何故 2025 年に制度の見直しを予定しているのですか？

A2. 本制度は、2021 年時点の保育業界・リスクマネジメント手法の情勢を踏まえた内容です。したがって、情勢の変化に応じた見直しを実施する必要があると考え、2025 年を見直し時期として予定しています。

Q3. 異動・退職によりマイスター認定者の所属園がかわった場合、個人の認定は無効になりますか？

A3. 職員個人のマイスター認定は有効期間内であれば有効です。申請内容に変更が生じた場合は、「認定申請・変更届」を個人または運営主体が提出ください。

Q4. 職員の異動・退職により、マイスター認定者が 2 名以下になった場合、園の認定は取り下げられますか？また、届け出は必要ですか？

A4. 園の認定に関するプレートは、認定日時点でマイスター認定者が 3 名以上在籍することを証明したのになります。したがって、認定を取り下げるものではありません。届け出も特段不要ですが、事故防止に関する継続取組みのためにも、他の職員のマイスター認定取得をご検討ください。

Q5. 自社都合により、認定を取り下げたい場合、認定証と認定証プレートの返却が必要ですか？

A5. 認定証と認定証プレートは、返却不要です。園にて廃棄ください。

5. 園の統合・閉園について

Q1. 園が統合した場合どうなりますか？

A1. 統合後の園にて、マイスター認定者 3 名以上の在籍が確認できた場合、統合後の園の認定および認定証プレート発行が可能です。弊社代理店または弊社社員へ「認定申請・変更届」をご提出ください。

Q2. 園が閉園した場合どうなりますか？

A2. 職員個人のマイスター認定は、有効期間内であれば継続されます。園の認定は、閉園をもって取り下げとなります。また、認定証プレートは園にて廃棄ください。

6. 認定証・認定証プレートについて

Q1. 認定証・認定証プレートの発行には費用がかかりますか？

A1. 費用はかかりません。

Q2. 認定証プレートを追加で欲しいのですが、可能ですか？

A2. 原則、1 園に当たり 1 枚の認定証プレート発行となります。

Q3. 登録内容（園名、名前等）の変更をしたいのですが、再発行は可能ですか？また、その際、費用はかかりませんか？

A3. ご希望があれば再発行は可能です。（改姓による名前の変更や誤りがあった場合も含みます）再発行の際の費用はかかりません。「認定申請・変更届」を弊社代理店または弊社社員へご提出ください。

Q4. 認定証・認定証プレートを破損、または紛失しました。再発行は可能ですか？また、その際、費用はかかりますか？

A4. ご希望があれば再発行は可能です。また、再発行の際の費用はかかりません。「認定申請・変更届」を弊社代理店または弊社社員へご提出ください。

Q5. 園長名を印字せず、園名のみで認定証プレートの発行は可能ですか？

A5. ご希望があれば園名のみで発行可能です。「認定申請・変更届」の“園長名の印字希望欄”にて“園長名の印字を希望しない”を選択し、ご提出ください。

Q6. 認定証が送られてきましたが、電子データでの提供は可能ですか？

A6. 電子データでの提供はいたしません。

7. ロゴマークの利用等について

Q1. こどもあんぜんマイスターのロゴマークデータの利用は可能ですか？

A1. 「こどもあんぜんマイスターロゴ利用規約」の内容に同意の上、「こどもあんぜんマイスターロゴ利用・変更届」をご提出いただくことで利用できます。なお、届出書の記入に不備や虚偽がある場合または弊社が不適切であると判断した場合は、弊社ロゴマークの利用をお断りすることがあります。

Q2. こどもあんぜんマイスターロゴ利用・変更届の提出が必要なのはなぜですか？

A2. 弊社ロゴマークの適正なご使用、ブランドイメージの維持向上の観点から、ご提出をお願いしております。

Q3. 園としてこどもあんぜんマイスターに取り組んでいることをホームページや園だよりで紹介してもいいですか？

その際、受領した認定証や認定証プレートの画像を載せて紹介してもいいですか？

また、データとしてロゴマークの利用は可能ですか？

A3. 取り組んでいることをホームページや園だよりでご紹介いただくことは構いません。認定証や認定証プレートを撮影し、それらを載せていただいても構いません。

なお、ロゴマークのデータ利用にあたっては上記 Q1. および下表のまとめを参照ください。

Q4. 認定後、法人（または園）としてニュースリリースを出してもいいですか？

A4. 上記 Q3. と同様、取り組んでいることをニュースリリースで紹介いただくことは構いません。

ロゴマークのデータ利用にあたっては上記 Q1. および下表のまとめを参照ください。

Q5. 園としてこどもあんぜんマイスターに取り組んでいることを園のパンフレットや入園のしおり等に掲載してもいいですか？

A5. 「こどもあんぜんマイスターロゴ利用規約」第 4 条（5）に記載の通り、入園希望者に対し交付する申込書、利用契約書、重要事項説明書、運営規程その他これに類する文書中への利用は不可としています。したがって、園のパン

フレットや入園のしおりへの掲載はお控えください。

■ロゴマークデータの利用に関するまとめ

	ロゴマークデータ利用有	ロゴマークデータ利用無 (認定証・認定証プレートの画像利用)
ホームページ	可 ※「ロゴ利用・変更届」の提出必須	可
園だより		
ニュースリリース		
パンフレット、入園のしおり、運営 規程、重要事項説明書その他これ に類する文書	「こどもあんぜんマイスターロゴ利用規約」第 4 条（５）に記載の通り、 入園希望者に対し交付する書類に該当するため不可	

8. 安全性について

Q1. こどもあんぜんマイスターとしての品質はどのように確保していますか？

A1. 理学療法士（PT）作業療法士（OT）等の専門職による情報提供、中災防推奨の KYT、損保会社のリスクマネジメント手法により本制度における品質向上に努めています。

Q2. こどもあんぜんマイスター認定取得後に事故が起きてしまった場合、認定を取り消されたりすることなどありますか？

A2. 「こどもあんぜんマイスター規約」に基づき、個別判断となります。

Q3. 本取り組みをして認定を取得することにより、園で事故が起きた際の過失責任の軽減に役立ちますか？

A3. 本制度は、弊社の提供する事故防止プログラムを受講したことを証するものであり、園で事故が起きた際の過失責任の軽減に影響するものではありません。

9. 個人情報管理について

Q1. 個人情報はどのように取り扱いますか？

A1. 弊社は、認定施設または認定者に関して取得した情報等について、本制度の運営に必要な範囲内で弊社及び弊社のグループ会社間、業務委託先企業で共同利用し、その他の利用目的以外には利用しないものとします。

Q2. 認定者名や園名をあいおいニッセイ同和損保のホームページ等で公表することはありますか？

A2. 公表予定はありません。

10. その他

Q1. 本制度に関する問い合わせ先は何処になりますか？

A1. 弊社代理店または弊社社員へお問い合わせください。

Q2. なぜ損害保険会社が本制度の運営をしているのですか？

A2. 弊社は「地域密着」を行動指針の一つとして、全国の地方公共団体と連携協定を締結し、地域の課題解決に向けた活動を行っています。“子どもが安全安心に暮らせるまちづくりの実現”を課題としている地方公共団体も多いこと、保育施設における重大事故が増加していること、また、保護者の安全安心に対する関心度が高いことから本制度を創設し、運営しています。

Q3. こどもあんぜんマイスター認定取得による保険料割引はありますか？

A3. こどもあんぜんマイスター認定取得による保険料割引はありません。（2022 年 3 月 31 日現在）

Q4. 法人全体でこどもあんぜんマイスターの取組みに参加をしたいのですが、個別のプログラムの提供は可能でしょうか？

A4. 個別に判断させていただきます。弊社代理店または弊社社員へお問い合わせください。

2021 年 8 月 25 日 作成

2022 年 3 月 31 日 更新

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社